

～ 第4種踏切において発生した、列車と原動機付自転車との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：東海旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成30年1月16日 6時54分ごろ

発生場所：三重県鈴鹿市

関西線 <sup>いだがわ</sup>井田川駅～<sup>かさど</sup>加佐登駅間（単線）

<sup>ぼうずやま</sup>坊主山踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

名古屋駅起点52k351m付近

## <概要>

亀山駅発名古屋駅行きの上り区間快速第2350M列車が、井田川駅～加佐登駅間を速度約82km/hで走行中、同列車の運転士は、坊主山踏切道に進入してきた原動機付自転車を認め、非常ブレーキを使用し気笛を吹鳴したが、同列車は同原動機付自転車と衝突した。

この事故により、原動機付自転車の運転者が死亡した。

## <事故現場付近略図>



国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

## <坊主山踏切道の状況>



<踏切の列車確認位置から見た上り列車の見通し状況>



(通過列車が坊主山踏切道に到達する約2.5秒前)

<原因>

- ・本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である坊主山踏切道に列車が接近している状況において、原動機付自転車が同踏切道内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。
- ・列車が接近している状況において原動機付自転車が同踏切道内に進入した理由については、原動機付自転車の運転者が死亡していることから、明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

- ・踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。坊主山踏切道は、現地の地形により見通しが制約される状況にあり、同踏切道を横断する道路交通量もきわめて少ない。このため、同踏切道については、同社、道路管理者及び地域住民等の関係者による協議により、同踏切道の廃止について検討することが望ましい。また、廃止が困難な場合には、踏切保安設備による保安度向上策を検討することが望ましい。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtstb\)](http://www.mlit.go.jp/jtstb) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。